

国立特別支援教育総合研究所における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画

令和 6 年 3 月 2 5 日
役 員 会 決 定

パリ協定、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 7 号）、「地球温暖化対策計画」（令和 3 年 1 0 月 2 2 日閣議決定）及び、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 3 年 1 0 月 2 2 日閣議決定。以下、「政府実行計画」という。）等、地球温暖化対策に関する国際情勢及び日本政府の取組を踏まえ、独立行政法人特別支援教育総合研究所（以下「本研究所」という。）もその重要性を認識し、「本研究所における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画（以下、「本計画」という。）」を策定・実施し、我が国の取組に寄与するものとする。

1. 対象となる事務及び事業

本計画は、本研究所の全ての事務及び事業を対象とする。

2. 対象期間等

本計画は、2 0 2 4 年度から 2 0 3 0 年度までの期間を対象とする。ただし、政府実行計画の改定の状況や本計画の実施状況等を踏まえ、必要に応じ改定を行うものとする。

3. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、本研究所の事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を地球温暖化対策計画に基づき、2 0 1 3 年度を基準として 2 0 3 0 年度において 5 0 %削減することを目標とする。

なお、この目標は、本研究所の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況等を踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に改定を行うこととする。

4. 個別対策に関する目標

1. L E D 照明の導入

2 0 3 0 年度までに本研究所内のすべての照明について L E D 照明を導入する。

具体的には 2 0 2 4 年度以降に計画する建物改修においては、改修範囲内の全ての照明器具に L E D 照明を導入する。建物改修を計画しない範囲に設置された照明器具は、計画的に L E D 照明への改修を図る。また、調光システムの導入も可能な限り検討する。

2. 太陽光発電の最大限の導入

本研究所が保有する建築物及び土地について、2030年度までに太陽光発電設備の設置可能な建築物及び土地の50%以上に太陽光発電設備を対費用効果も勘案して設置するよう努める。また、建物の新築及び大規模改修時は、その性質上適さない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行う。

3. 建築物における省エネルギー対策の徹底

2024年度以降に予定する建築物の新築事業については、ZEB Ready となることを目指す。

4. 再生可能エネルギー電力調達の推進

電気事業者との契約更新を行う際は、再生可能エネルギー電力の調達を検討し、可能な限り、2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とするよう努める。再生可能エネルギー電力以外については、排出係数が可能な限り低い電力の調達を図る。

5. その他取組等

1 建築物の建築、管理等に当たっての取組

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）等の適切な実施を踏まえつつ、以下の措置を進める。

（1）建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。
- ② 断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入などにより、建築物の断熱性能の向上に努める。また、増改築のみならず、大規模改修時においても、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるものとする。
- ③ 建物に高効率空調機を可能な限り幅広く導入するなど、温室効果ガスの排出の少ない設備の導入を図る。
- ④ 建物内における適切な室温管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を図る。
- ⑤ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

- ① 廃棄物等から作られた建設資材の利用の促進を図る。
- ② 建設廃棄物の抑制を図る。
- ③ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、建物等における木材の利用に努める。
- ④ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、H F Cを使用しない建設資材の利用を促進する。
- ⑤ その他、建築物の建築に当たっては、温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材等の選択を図るとともに、温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。

(3) 新しい技術の率直的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率直的導入に努めるものとする。

(4) 2050年カーボンニュートラルを見据えた取組

2050年カーボンニュートラルの達成のため、建物等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を進める、電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けて取り組む。

2 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成12年法律第100号）及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）（以下、「グリーン購入法等」という。）に準拠した環境物品等の調達等を適切に実施し、利用可能な場合にはシェアリングやサブスクリプションなどのサービスの活用も検討しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の削減等に配慮し、以下の措置を進める。

(1) 省エネルギー型機器の導入等

- ① エネルギー消費の多いパソコン、コピー機等のOA機器及び、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器を省エネルギー型のものに切り替える。
- ② 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

(2) その他

ア 自動車利用の抑制等

- ① ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来学者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② 通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

イ 節水機器等の導入

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択・更新する。

ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るべく、物品の調達に当たっては、ワンウェイ（使い捨て）製品の調達を抑制し、リユース可能な製品およびリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達するよう努める。特にプラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第６０号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品の調達に努める。

エ 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進し、各種会議等資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化、両面印刷等を行うこととする。

オ 再生紙の使用等

古紙パルプ配合率のより高い用紙類の調達割合の向上等に努める。

また、その他の紙類等についても再生紙の使用を進める。

カ 合法木材、再生品等の活用

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成２８年法律第４８号）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料を選択・使用する。

キ グリーン冷媒使用製品の購入・使用の促進

安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、グリーン冷媒（自然冷媒や低GWP冷媒）を使用する製品を積極的に導入する。

ク エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

建物内の自動販売機の省エネルギー化を行い、オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促す。

ケ フロン類の排出の抑制

HFC等のフロン類冷媒を使用する業務用冷凍空調機器を使用する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成１３年法律第６４号）に基づいて、機器の点検や点検履歴等の保存を行い、使用時漏えい対策に取り組む。

また、機器の廃棄時には、同法に基づき冷媒回収を徹底する。

コ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF₆）の回収・破壊等

廃棄される電気機械器具に封入されていたSF₆について、回収・破壊等を行うよう努める。

サ 廃棄物の３R+Renewable

廃棄物については、３R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））+Renewable（再生材利用等）の促進を意識し、サーキュラーエコノミー（循環経済）の推進に寄与することとして、以下に取り組む。

- ① 物品の廃棄等に当たっては、廃棄の前に再利用コーナーで所内職員に再利用を呼びか

け、再利用を促進する。

- ② ごみの処分に当たっては、リサイクルを行いやすくするため、分別管理を徹底し、資源として活用できるごみ（ダンボール等）は資源として再利用し、プラスチックごみについても、排出の抑制及びリサイクルに努める。

3 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

（１）緑地の適切な維持管理

本研究所内の緑地については適切な管理・保全等を図り、二酸化炭素の吸収源としての機能を維持させる。

（２）本研究所主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

本研究所が主催するイベントの実施に当たっては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減や、廃棄物の分別、減量化などに努めるとともに、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用する。

4 ワークライフバランスの確保

計画的な定時退勤の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

5 実施計画の実施状況点検

実施計画の推進・点検については、財務施設委員会において行う。また、必要に応じて本計画の見直しを行うものとする。